

JEITA

電子情報技術産業協会規格

Standard of Japan Electronics and Information Technology Industries Association

JEITA ET-7105

オートローディングフィーダ対応の 紙テーピング仕様に関する規格

**Standard on paper taping specifications required
for AUTO LOADING FEEDER**

2018年11月制定

作 成

実装部品包装標準化専門委員会

Technical Standardization Committee on Components Packaging

発 行

一般社団法人 電子情報技術産業協会

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語, 定義及び記号	1
3.1 用語及び定義	1
3.2 記号	2
4 オートローディングフィーダ対応紙テーピング包装のための要求事項・寸法	2
4.1 一般事項	2
4.2 カバーテープのシール位置に対する要求寸法	3
4.3 キャリアテープ上面と部品上面との距離に対する要求寸法	3
4.4 カバーテープのシール方法に対する要求仕様	4
4.5 カバーテープ引き剥がし時に発生する毛羽に対する要求事項	4
4.6 トレーラ部最大長さに対する要求仕様	4
附属書 A (参考) オートローディングフィーダの概要及び特徴	5
附属書 B (参考) オートローディングフィーダの部品収納部の自動露出方法及び構造	6
附属書 C (参考) オートローディングフィーダ対応紙テーピングに対する審議事項	7
解説	13

まえがき

この規格は、一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）の実装部品包装標準化専門委員会の審議を経て、同委員会で承認し制定した。

この規格は、著作権法によって保護されている著作物であるため、許可なくこの規格の一部又はすべてを複製・転載することを禁止する。

この規格は、この規格の一部が、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権など）に抵触する可能性に関係なく制定されている。

この規格は、下記の商標権を含んでいる。下記の商標権は次の3者が有しており、合理的かつ非差別的な条件で商標権の使用を許諾されている。なお、この規格に準ずる限り、一般社団法人 電子情報技術産業協会及びオートローディングフィーダ対応検討プロジェクトグループの参加企業による下記商標権の使用に対して、3者は権利を主張しない。

商標 AUTO LOADING FEEDER (日本) 商標登録第 5983611 号

—氏名：ヤマハ発動機株式会社

住所：静岡県磐田市新貝 2500

—氏名：株式会社 FUJI

住所：愛知県知立市山町茶碓山 19 番地

—氏名：パナソニック株式会社

住所：大阪府門真市松葉町 2 番 7 号

この規格は、オートローディングフィーダ機構の知財権に触れたものでなく、標準化への要求事項に関する記載事項であり、上記以外に工業所有権等がないことを保証しているものではない。一般社団法人 電子情報技術産業協会は、この規格類の内容に関する工業所有権等に対して、一切責任を負わない。

電子情報技術産業協会規格

オートローディングフィーダ対応の
紙テーピング仕様に関する規格

Standard on paper taping specifications required for AUTO LOADING FEEDER

序文

この規格は、IEC 60286-3 の第 5 版（2013 年）を基に 2014 年に発行された JIS C 0806-3 [表面実装部品（SMD）の連続テープによる包装] に対して、実装機稼働中での紙キャリアテープを用いた SMD 連続テープの自動入替が可能なオートローディングフィーダ機構への適応に関する事項の規格化について、実装機製造業者、部品製造業者及び包装資材製造業者が、規格として必要な要求仕様及び課題についての様々な提案・検討・審議を行い、これらの内容を実装部品包装標準化専門委員会が規格として発行したものである。

1 適用範囲

この規格は、電子部品回路に用いるリードなし形又はスタンプリード形の電子部品を、オートローディングフィーダを用いて自動実装に用いるための紙テーピングの要求事項について規定する。この規格は、JIS C 0806-3 に規定するタイプ 1a のうち、底面カバーテープをもつパンチテープ（公称テープ幅 8 mm だけ）及びタイプ 1b [プレステープ（公称テープ幅 8 mm）] に適用する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JEITA ETR-7026:2007 自動実装用部品の容器包装用語

JIS C 0806-3:2014 自動実装部品の包装—第 3 部：表面実装部品の連続テープによる包装

注記 対応国際規格：IEC 60286-3:2013, Packaging of components for automatic handling—Part 3 : Packaging of surface mount components on continuous tapes

3 用語、定義及び記号

3.1 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JEITA ETR-7026 による。

3.1.1

オートローディングフィーダ（AUTO LOADING FEEDER）

部品を供給している表面実装部品テープが終了すると、補充位置に挿入された補充用の表面実装部品テープが自動で部品供給位置に搬送され、部品の供給を自動継続することが可能なテープフィーダ。

注記 特徴として、部品供給動作時に表面実装部品テープのカバーテープを自動で剥離又は切断して、部品収納部を露出させる機構をもっている。